

## 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた裁判業務について

千葉地方裁判所及び千葉家庭裁判所（支部，管内簡易裁判所，出張所を含む。）では，裁判所に来庁される皆さまに御安心いただけるよう，専門家による助言を踏まえた感染防止対策を徹底していますが，デルタ株等による感染拡大状況を踏まえ，これまでのマスクの着用や咳エチケットなどの基本的な感染防止対策の徹底に加え，ウイルスの飛散を抑止する効果が高いとされている，不織布マスクの着用を推奨するほか，換気に一層留意し，窓のない比較的狭い部屋等を使用するに当たって，利用者数や利用状況等に応じて，こまめな換気を実施することとします。

このような徹底した感染防止対策を講じた上で，原則として，通常どおり裁判業務を継続しています。

個別の事件によっては，裁判所から，当事者が出頭しなくても審理を進めることができる電話会議の期日への切り替えや，出頭して行う手続においても，出頭する人の数を極力減らしていただくようお願いすることがありますので，皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

事件関係者の皆さまにおいては，期日のために，県外からお越しになる場合や来庁に不安がある場合には，柔軟に対応いたしますので，担当書記官まで御連絡ください。